

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 28 日 (火) 第 273 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- まあじに関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 1
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1151 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により、まあじに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 3 年 12 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管理の対象となる期間
令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
3, 100 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿 児 島 県 ま き 網 ま あ じ 漁 業	1, 600 トン
鹿 児 島 県 そ の 他 の ま あ じ 漁 業	現行水準

鹿 児 島 県 告 示 第 1152 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 3 年 12 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管理の対象となる期間
令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿 児 島 県 ま い わ し 漁 業	現行水準

鹿児島県告示第1153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・内門2，急・剥岩1，急・上大迫3，急・上大迫2，急・宇迫1，急・小迫1，急・盆平1，急・下大迫1，急・柳迫1，急・下大迫2，急・柳迫2，急・下大迫3，急・鳥越1，急・永山1，急・外菌1，急・西ノ平1，急・小原2，急・田畑1，急・鳥ノ子山1，急・永山2，急・段次郎1，急・光松1，急・光松2，急・段次郎2，急・頭ノ段1，急・段次郎3，急・黒艾1，急・段次郎4，急・桑木坂1，急・土佐坊1，急・黒艾2，急・川平1，急・川平2，急・川原段1，急・外菌2，急・白谷1，急・中原1，急・堀ノ内2，急・一戦川1，急・堂脇1，急・三嶽山1，急・犬迫1，急・妹野尾1，急・犬迫2及び急・犬迫3
土石流	薩摩川内市	土・橋口1，土・落シ1，土・下大迫8，土・段次郎1及び土・川平1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・内門2，急・剥岩1，急・上大迫3，急・上大迫2，急・宇迫1，急・小迫1，急・盆平1，急・下大迫1，急・柳迫1，急・下大迫2，急・柳迫2，急・下大迫3，急・鳥越1，急・永山1，急・外菌1，急・西ノ平1，急・小原2，急・田畑1，急・鳥ノ子山1，急・永山2，急・段次郎1，急・光松1，急・光松2，急・段次郎2，急・頭ノ段1，急・段次郎3，急・黒艾1，急・段次郎4，急・桑木坂1，急・土佐坊1，急・黒艾2，急・川平1，急・川平2，急・川原段1，急・外菌2，急・白谷1，急・中原1，急・堀ノ内2，急・一戦川1，急・堂脇1，急・三嶽山1，急・犬迫1，急・妹野尾1及び急・犬迫2
土石流	薩摩川内市	土・橋口1，土・落シ1及び土・段次郎1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川

港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

大隅地域振興局告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 12 月 28 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リトル太陽	鹿屋市札元一丁目18番24号	一般社団法人リトル太陽	鹿屋市札元一丁目18番24号	向井 和郎	令和 3 年 10 月 1 日	共同生活援助

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第138号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 12 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 弾球黙示録カイジ 5 N 2 A	株式会社高尾	1P1224
ぱちんこ遊技機	P G O L D ピラミッ伝 V 1 A	株式会社高尾	110082
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこウルトラマンタロウ 2 超決戦 L I G H T v e r K A 3	京楽産業. 株式会社	1P1340
回胴式遊技機	S スーパージャックポット J 8	株式会社ヤマ	1S0443
回胴式遊技機	S パチスロ蒼天の拳 A C K A	株式会社銀座	1S1529